

○新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業
(旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業)

1 本事業における「院内感染」の定義を教えてください。

(答)

- 本事業における「院内感染」とは医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナ感染症に罹患したことを指し、感染経路や規模（人数）は限定されません。
- そのため、例えば、新型コロナ感染症以外の疾患で入院した患者1名について、入院時は陰性でしたが、後日、新型コロナ感染症に罹患していることが分かった日以降、本事業における「院内感染」が発生している日と見なすことが可能です。
- なお、明らかに院内で罹患したとは言えない場合（例：入院時は新型コロナ感染症が陰性でしたが、同感染症に類似の症状があり、後日、同感染症に罹患していることが分かった日まで新型コロナ患者（職員含む。）に接触する機会がなかった場合や、入院時の検査結果が偽陰性であると認められる場合等）は「院内感染」に該当しません。

2 本事業の対象となる病床について教えてください。

(答)

- 本事業の対象となる病床は、
 - ① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床
 - ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（※補助上限は①1床に対して1床（ただし、①がICU/HCU病床の場合2床）とし、①に陽性患者が入院中から算定可能とする。）
となります。
- ①の「陽性患者」は院内感染による陽性患者を指し、入院時に陽性だった新型コロナ患者は含まれません。
- ①の「退院した後」には本事業の対象となる医療機関から転院した日以降（転院した日に診療報酬が支払われる場合はその翌日以降）や療養解除後に当該医療機関内の一般病床等に転床した日は含みます（転床先で診療報酬が算定されるため）が、陽性患者のまま当該医療機関内で転床・転棟した場合は含みません。また、いったん転院した患者が陽性患者のまま再入院した場合、当該患者は外部からの受入患者となるため院内感染による陽性患者には含めません。

- ①の「一定期間」とは感染管理のために空床にせざるを得ない期間を想定しており、医療機関の実状に沿って設定することが可能です。
- ①の空床や②の休床に適用する補助上限額は当該病床の特性に応じることとなり、具体的には「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和5年〇月〇日付事務連絡）の別紙2のとおり、
- 一. 当該病床がICUであれば「ICU」の補助上限額
 - 二. 当該病床がHCUであれば「HCU」の補助上限額
 - 三. 当該病床が「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者（※1）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（※2）を受け入れる病床であれば「上記以外の病床」の補助上限額
 - （※1）妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等
 - （※2）呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等が想定されます。
 - 四. 上記以外の病床（療養病床含む。）（※3）は「16,000円/日」
 - （※3）新型コロナ患者を受け入れる病床に限りません。
- となり、いずれも実施要綱3（2）エ留意事項（シ）にあるとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業の病床確保料の対象となる施設、病床、期間に限りません。
- ①の空床や②の休床がそれぞれの要件を満たす病床に該当するか否かの判断は、医療機関からの申請において、
- ・ ①で対応した患者の病態や、
 - ・ 通常、当該病床で受け入れている患者の病態を申告させる等の方法により行ってください。
- 例えば、院内感染が発生する前は新型コロナ患者を受け入れる病床ではありませんでしたが、院内感染で対応した患者が中等症Ⅱまで増悪したことを踏まえ、院内感染収束後は中等症Ⅱの患者を受け入れる病床として運用する場合は上記「三」の補助上限額が適用され、院内感染発生前も収束後も新型コロナ患者を受け入れない病床であれば上記「四」の補助上限額が適用されます。

3 院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関も本事業の対象とする場合、当該医療機関と都道府県の間で院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を締結することになりますが、書式は決まっていますでしょうか。また、すでに外部から受け入れ実績がある医療機関を本事業の対象とする場合、同様の書面を締結する必要はあるのでしょうか。

(答)

- 任意の書面（公印の要否も任意）で差し支えありません。
- また、すでに外部から受け入れ実績がある医療機関については、書面の締結は不要です。

4 本事業の対象となる医療機関が（２）新型コロナウイルス感染症対策事業の病床確保料の補助対象となる病床を有している場合、当該病床で院内感染が発生した場合の考え方について教えてください。

(答)

- （２）新型コロナウイルス感染症対策事業の病床確保料の補助対象となる病床において院内感染が発生した場合、
 - ・ 陽性患者の入院期間中（入退院日含む。）は診療報酬が支払われるため病床確保料は交付されませんが、当該患者が退院後の空床について、即応病床として運用する間は（２）の事業の病床確保料の交付対象となり、
 - ・ 当該病床１床に対して休止病床１床（当該病床がＩＣＵ・ＨＣＵであれば２床）は（２）の事業の病床確保料の交付対象となりますが、
 - ・ 当該病床は新型コロナ患者を受け入れることを想定しているため、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要はないものと考えています。
- （２）の事業の病床確保料の補助対象外の病床や補助期間外に院内感染が発生した場合は本事業の対象になります。なお、（２）の事業の病床確保料の補助期間内において、院内感染による陽性患者が「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者であり、特段の事情もなく補助対象の病床に入院が可能であるにもかかわらず補助対象外の病床に入院させた場合は、補助対象の病床に（２）の事業の病床確保料は交付できません。

5 「病室の閉鎖などの事情」は病棟単位や病室単位も該当するのでしょうか。

(答)

- 感染管理の観点から一時的に患者を受け入れられない病棟や病室も該当します。そのため、例えば病棟1階で①の空床と病棟2階で②の休床がある場合はそれぞれが上限の範囲内で補助対象となります。

6 本事業の補助対象期間の上限「最後の陽性者がコロナ療養解除となった日」について、陰性となった後も原疾患等の影響で引き続き入院する場合はどのように計算したらよいのでしょうか。また、最後の陽性者が療養解除となった日に院内の一般病床等に転床した場合の取扱いについて教えてください。

(答)

- 「最後の陽性者がコロナ療養解除となった日（上限）」は最後の陽性者が陰性（もしくは陰性と見なせる状態）となり、新型コロナウイルス感染症への入院医療を提供する必要がなくなった日であり、陰性後、原疾患等への入院医療を行っている日は含みません。
- 陽性患者が一般病床に転床した場合は、転床先で診療報酬が発生するため、当該患者が入院していた病床について感染管理のために空床にせざるを得ない場合は質問2の①に該当します。

7 院内感染が発生するまで新型コロナ患者の受入実績がない医療機関は補助要件に該当しないのでしょうか。また、この受入実績には過去の院内感染による対応実績や外来診療での受診実績は含まれるのでしょうか。

(答)

- 感染症法の位置づけの変更以降、幅広い医療機関において積極的に新型コロナ患者を受け入れる体制に移行する中で、院内感染が発生した医療機関は新型コロナ患者を受け入れた経験を有することになります。
このため、院内感染が発生した後も積極的にコロナ患者を受け入れる医療機関については、それまで受け入れ実績がなかったとしても新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業の対象となり得ます。
- この場合、今後の医療機関間の入院調整のため、院内感染発生時を含めG-MISにコロナ患者の受け入れ実績を入力していただくとともに、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を都道府県との間で締結する必要があります。
- なお、過去の院内感染による対応実績は受入実績に含まれますが、外来診療での受診実績は含まれません。

8 補助単価（上限額）の対象には、精神科療養病棟で精神療養病棟入院料を算定している精神病床も含まれるのでしょうか。

（答）

○ 精神科療養病棟において、質問2の「三」に該当しない病床であり、医療療養病床と実質的に同じ人員配置や機能で対応している場合は質問2の「四」の補助単価（上限額）を適用してください。

9 院内感染による患者と同部屋の患者について、罹患している可能性を考慮して別の部屋に移した場合の取扱いについて教えてください。

（答）

○ 罹患している可能性を考慮して別の部屋に移した後の空床について、感染管理の観点から休止せざるを得ない場合は質問2の②に該当します。

10 院内感染が発生している期間内で複数の病棟や病室で院内感染が発生している場合、本事業の対象となる②の病床の算定基礎は院内感染による患者総数で計算するのでしょうか。

（答）

○ そのとおり

11 病床確保料の一部を用いて新型コロナの対応を行う医療従事者の処遇改善を行うこととされていますが、本事業の対象となる医療機関は対象外でよいのでしょうか。

（答）

○ 病床確保料の一部を用いた処遇改善の対象外としてください。

○ 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

1 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。また、実施要綱において「感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診察できるよう」との記載がありますが、感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのでしょうか。

（答）

○ 救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等を対象としています。

※「等」は、小児医療機関については、都道府県によって、医療計画で「小児中核